

行政文書一部公開決定通知書

3 市室秘第 9 号  
令和 3 年 4 月 22 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし




令和3年4月9日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	復命書(名古屋城の件で2021年4月8日に市長が文化庁を訪問した際のもの)		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	令和3年4月22日	午前 時 午後 時
	場所	市民情報センター(市役所西庁舎1階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧	2 写しの交付	3 視聴
行政文書の一部を公開しない理由	請求のあった「名古屋城の件で2021年4月8日に文化庁を訪問した際の持参資料」に係る行政文書は取得、作成をしておらず、不存在のため		
備考	【市長に係る請求部分に関して】 <決定を行った所管課・公所> 市長室秘書課 TEL 052-972-3053 ※市長特別秘書に係る請求部分に関しては、別途市長特別秘書から決定処分がされます。		

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市長を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

供 覧	市長
	

## 復命書

令和3年4月9日

名古屋市長 様

名古屋市長 河村 たかし



令和3年4月8日（木）におきまして、名古屋城天守閣整備事業にかかる打ち合わせのため、東京都千代田区に出張して参りましたので、その内容について下記の通り報告を致します。

### 記

#### 1. 行程

令和3年4月8日（木）

名古屋駅（東海道新幹線）⇒ 東京駅（タクシー）⇒

11時30分～11時50分 文化庁

文化庁訪問後、政務用へ

#### 2. 参加者

文化庁 杉浦次長、榎本審議官、鍋島文化財第二課長 ほか

名古屋市 河村市長、佐治名古屋城総合事務所長、加藤文化財保護室長、深谷文化財保護室主査  
長屋東京事務所長、田中特別秘書

以上

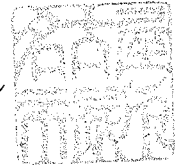
行政文書一部公開決定通知書

3 市室秘第 10 号  
令和 3 年 4 月 22 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし




令和3年4月9日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	復命書 (名古屋城の件で 2021 年 4 月 8 日に市長特別秘書が文化庁を訪問した際のもの)		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和 3 年 4 月 22 日 午前 時 午後 時	
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧	2 写しの交付	3 視聴
行政文書の一部を公開しない理由	請求のあった「名古屋城の件で2021年4月8日に文化庁を訪問した際の持参資料」に係る行政文書は取得、作成をしておらず、不存在のため		
備 考	【特別秘書に係る請求部分に関して】 ＜決定を行った所管課・公所＞ 市長特別秘書 TEL 052-972-3032 不在の場合 市長室秘書課 TEL 052-972-3031 市長特別秘書より折り返しご連絡させていただきます。 ※市長室に係る請求部分に関しては、別途市長室秘書課から決定処分がされます。		

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

供 覧	市長
	

## 復命書

令和3年4月9日

名古屋市長 様

市長特別秘書 田中 克和 

令和3年4月8日（木）におきまして、名古屋城天守閣整備事業にかかる打ち合わせ、アフターコロナにおけるまちづくりについてのヒアリングのため、東京都千代田区に出張して参りましたので、その内容について下記の通り報告を致します。

### 記

#### 1. 行程

令和3年4月8日（木）

名古屋駅（東海道新幹線）⇒ 東京駅（タクシー）⇒

① 11時30分～11時50分 文化庁

⇒（徒歩）⇒

② 14時30分～15時30分 国土交通省

⇒霞ヶ関駅（東京メトロ）⇒東京駅（東海道新幹線）⇒名古屋駅

#### 2. 参加者

##### ① 文化庁

文化庁 杉浦次長、榎本審議官、鍋島文化財第二課長 ほか

名古屋市 河村市長、佐治名古屋城総合事務所長、加藤文化財保護室長、深谷文化財保護室主査  
長屋東京事務所長、田中（特別秘書）

##### ② 国土交通省

国土交通省 光安まちづくり推進課長

名古屋市 田中（特別秘書）

以上